

京都府警察事務代行規程

[最終改正 令和6.3.8 京都府警察本部訓令第3号]

(総則)

第1条 京都府警察の事務の代行については、別段の命令がない限り、この規程の定めるところによる。

(部長、次長等)

第2条 部長（サイバー対策本部長及び市警察部長を含む。以下同じ。）に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、次長等（次長、サイバー対策本部副本部長、参事官及び首席監察官をいう。以下同じ。）の所掌する事務については当該次長等、その他については当該事務を主管する理事官又は課長等（課長、室長、所長、校長及び隊長をいう。以下同じ。）（以下「主管理事官等」という。）が部長の事務を代行する。

2 次長等に事故があるとき、又は次長等が欠けたときは、主管理事官等が次長等の事務を代行する。

3 前2項の場合において、主管理事官等に事故があるとき、又は主管理事官等が欠けたときは、階級又は先任の順序により部内の課長等が部長又は次長等の事務を代行する。

(理事官)

第3条 理事官に事故があるとき、又は理事官が欠けたときは、当該事務を主管する課長等が理事官の事務を代行する。

(所属長)

第4条 所属長（課長等及び署長をいう。以下同じ。）に事故があるとき、又は所属長が欠けたときは、階級又は先任の順序により、所属長の補佐（主席調査官、主席研究員、調査官、隊長代理、次席、副隊長、副所長、副校長、課長補佐、室長補佐、隊長補佐、科長、捜査官研修所長、主任教官、校長補佐、副署長、管理官及び警察署の課長をいう。）が所属長の事務を代行する。

(結果報告)

第5条 前4条の規定により事務を代行した者は、その文書について後閲を受け、又はその処理結果を文書若しくは口頭により遅滞なく本部長、部長、参事官等若しくは所属長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和34年3月20日から施行する。